

## 平成28年度 国民健康保険税に係る税率等の改定について

## 【本市の考え方】

- 国民健康保険事業は、保険税と国・県支出金等の収入を財源とし、保険給付を主とする特定の支出に充てる独立した財政運営を原則としています。
- 国民健康保険制度は、医療保険の最後のセーフティネットとしての役割を果たしていることから、事業の健全運営に努めることは保険者(市)の責務であり、  
国保特別会計に財源不足が生じた場合には速やかにその解消を図ることが必要であると考えます。
- 今般の税率改定にあたり、不足する財源のすべてを単年度の保険税に求めた場合には、大幅な引上げ改定になるため、被保険者の生活に与える影響を考慮し、  
平成28年度・平成29年度の2ヶ年度で財源不足を解消するほか、保険税の負担を抑制するため、臨時的に一般会計から財政支援することとします。
- 臨時的な財政支援の額は、平成29年度までに見込まれる財源不足額686,568千円の1/2相当額の343,284千円(H28:171,642千円、H29:171,642千円)とします。

## 1 平成26年度決算及び平成27年度～平成29年度決算見込

款		平成26年度 決算	平成27年度 決算見込	平成28年度 決算見込	平成29年度 決算見込
歳入	1 国民健康保険税	6,061,000	5,689,222	5,496,666	5,336,912
	2 使用料及び手数料	3,374	3,220	3,220	3,220
	3 国庫支出金	8,874,460	9,043,265	8,549,321	8,293,119
	4 療養給付費等交付金	1,682,409	1,057,445	733,838	748,940
	5 前期高齢者交付金	7,097,764	6,795,485	7,649,182	8,381,251
	6 県支出金	1,741,599	1,682,574	1,623,772	1,593,150
	7 共同事業交付金	3,685,296	8,381,650	8,970,920	9,205,983
	8 財産収入	62	51	0	0
	9 繰入金	2,822,860	2,938,816	2,688,343	2,686,103
	10 繰越金	316,066	288,573	0	0
	11 諸収入	128,166	146,488	144,471	144,471
歳入合計		32,413,056	36,026,789	35,859,733	36,393,149
歳出	1 総務費	401,279	376,302	400,187	400,187
	2 保険給付費	21,416,601	21,446,000	21,450,526	21,726,794
	3 老人保健拠出金	156	156	123	0
	4 後期高齢者支援金	4,138,718	3,979,518	3,754,532	3,574,366
	5 前期高齢者納付金等	3,222	2,638	2,295	3,054
	6 介護納付金	1,935,756	1,686,617	1,520,464	1,541,542
	7 共同事業拠出金	3,394,701	7,940,193	8,527,637	8,762,700
	8 保健事業費	333,002	339,150	373,972	373,972
	9 基金積立	158,095	144,338	0	0
	10 諸支出	342,953	346,672	267,274	25,030
	11 予備費	0	0	0	0
	12 繰上充用	0	0	234,795	672,072
歳出合計		32,124,483	36,261,584	36,531,805	37,079,717
歳入歳出差引額		288,573	△ 234,795	△ 672,072	△ 686,568

## 2 保険税に求める財源不足額

(1)財源不足額のすべてを保険税に求めた場合

(単位:千円)

区分	財源不足額
医療分	1,035,735
後期分	△ 303,315
介護分	△ 45,852
合計	686,568

(2)臨時的財政支援を行い、残る財源不足額を保険税に求めた場合&lt;&lt;改定案&gt;&gt;

(単位:千円)

区分	財源不足額a	臨時的 財政支援額b	保険税に求める 財源不足額 (a-b)
医療分	1,035,735	343,284	692,451
後期分	△ 303,315	0	△ 303,315
介護分	△ 45,852	0	△ 45,852
合計	686,568	343,284	343,284

## 3 税率改定案

区分		現行	※参考 財源不足額(686,568千円)を すべて保険税に求めた場合		<<改定案>> 臨時的財政支援(343,284千円)を行い、残る 財源不足額(343,284千円)を保険税に求めた場合	
		税率等 ①	税率等 ②	差引 ②-①	税率等 ③	差引 ③-①
医療分	所得割率	8.94%	10.11%	1.17%	9.71%	0.77%
	均等割額	19,080円	20,520円	1,440円	20,040円	960円
	平等割額	24,720円	26,520円	1,800円	24,720円	0円
	賦課限度額	510,000円	540,000円	30,000円	540,000円	30,000円
	1人あたりの保険税額 (現行比較・引上率)	54,046円	62,018円	7,972円	59,695円	5,649円
後期分	所得割率	3.15%	2.56%	△ 0.59%	2.46%	△ 0.69%
	均等割額	6,840円	6,120円	△ 720円	6,360円	△ 480円
	平等割額	8,280円	7,560円	△ 720円	7,680円	△ 600円
	賦課限度額	140,000円	190,000円	50,000円	190,000円	50,000円
	1人あたりの保険税額 (現行比較・引上率)	18,483円	17,036円	△ 1,447円	16,909円	△ 1,574円
介護分	所得割率	3.33%	3.06%	△ 0.27%	2.74%	△ 0.59%
	均等割額	14,040円	12,660円	△ 1,380円	13,800円	△ 240円
	平等割額	—	—	—	—	—
	賦課限度額	120,000円	160,000円	40,000円	160,000円	40,000円
	1人あたりの保険税額 (現行比較・引上率)	24,902円	22,807円	△ 2,095円	22,418円	△ 2,484円
合計	賦課限度額	770,000円	890,000円	120,000円	890,000円	120,000円
	1人あたりの保険税額 (現行比較・引上率)	80,510円	86,854円	6,344円	84,271円	3,761円
		—	7.88%	—	4.67%	—
	1世帯あたりの保険税額 (現行比較・引上率)	129,742円	136,237円	6,495円	132,185円	2,443円
	—	5.01%	—	1.88%	—	